

議案第10号

教育委員会事務局職員の任免発令規程の一部改正について

教育委員会事務局職員の任免発令規程の一部改正について、別紙のとおり議決を求めます。

令和6年3月16日

鳥取県教育委員会教育長 足羽英樹

◇教育委員会事務局職員の任免発令規程の一部を改正する訓令について

1 規則の改正理由

地方公務員法の改正（定年引上げ）に伴い、所要の改正を行う。

2 改正概要

（1）定年延長後の異動期間の延長についての記載を追記する。

（2）施行期日は、県公報掲載日とする。

教育委員会事務局職員の任免発令規程の一部を改正する訓令

教育委員会事務局職員の任免発令規程（昭和44年鳥取県教育委員会訓令第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
別表（第3条関係） 職員の任免の発令の形式 第1 一般職の職員（第2及び第3に掲げる職員を除く。） の場合 1～41 略 <u>41の2 異動期間の延長（職員の定年等に関する条例第9条の規定により異動期間を延長する場合）</u> <u>異動期間を……年……月……日まで延長する</u> 41の3 異動期間の期限繰上げ <u>異動期間の期限を……年……月……日に繰り上げる</u> 42～59 略 第2～第4 略	別表（第3条関係） 職員の任免の発令の形式 第1 一般職の職員（第2及び第3に掲げる職員を除く。） の場合 1～41 略 42～59 略 第2～第4 略

附 則

この訓令は、令和6年 月 日（県公報の登載日）から施行する。